

## ◎ 東京都道路占用料等徴収条例

昭和27年12月24日  
条例第100号

〔東京都道路占用料徴収条例〕を公布する。

東京都道路占用料等徴収条例  
(昭和47条例46・改称)

(目的)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の規定により都が徴収する道路の占用料（以下「占用料」という。）及び法第73条の規定により都が徴収する負担金等に係る延滞金（以下「延滞金」という。）の額及び徴収方法について、定めることを目的とする。  
(昭47条例46・全改)

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表に定めるところにより算出した額とする。  
(昭33条例104・昭47条例46・一部改正)

(占用料の減免)

第3条 知事は、次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認める場合においては、占用者の申請により、占用料の額の全部又は一部を免除することができる。

- 一 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの
- 二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- 三 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項に規定する都市計画施設
- 四 公衆が常時無料で道路交通の一環として通行する通路
- 五 沿道から道路に出入りするために設置する通路その他これに類する施設

六 ガス、電気、電話、水道、下水道等の各戸引込管線類

七 祭典その他恒例により設置する施設

八 前各号のほか、知事が特に必要があると認めるもの

- 2 知事は、前項に定めるもののほか、天災地変その他占有者の責に帰することのできない理由により占有の目的を遂行することができないと認める場合においては、その期間に相当する占有料の額の全部又は一部を免除することができる。

(昭 47 条例 46・全改、昭 61 条例 58・昭 62 条例 54・平 4 条例 102・平 14 条例 93・平 16 条例 96・平 20 条例 72・平 26 条例 78・一部改正)

(占有料の徴収方法)

第 4 条 占有料は、占有の期間（電線共同溝に係る占有料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 10 条、第 11 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定により許可をした占有することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に係る分を、占有許可をした日（電線共同溝に係る占有料にあつては、同法第 10 条、第 11 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定により許可をした日（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から一月以内に納入通知書により一括徴収するものとする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占有料は、毎年度、当該年度分を 4 月 30 日までに徴収するものとする。

- 2 知事は、占有料が特に多額であると認める場合又はその他の理由により占有料を一時に全額納入することが困難であると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、占有者の申請により、3 回以内に分割して納入させることができる。

- 3 既に納入した占有料は、返還しない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額を返還する。

一 知事が法第 71 条第 2 項の規定により道路の占有許可を取り消した場合  
当該占有許可を取り消した日の属する月の翌月以降の分に相当する占有料の額

二 知事が前条第 2 項の規定により占有料の額の全部又は一部を免除した場合  
同項の規定により免除した額

(昭 47 条例 46・全改、昭 53 条例 83・平 10 条例 71・平 14 条例 93・平 26 条例 78・一部改正)

(延滞金)

第5条 延滞金は、当該督促に係る負担金等の額が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納入すべき期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該負担金等の額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額が100円未満である場合は、徴収しない。

(昭47条例46・全改、昭53条例83・一部改正)

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

(昭47条例46・旧第5条繰下)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に占用している道路の占用料については、その占用期間の満了までは、なお、従前の例による。

附 則 (昭和28年条例第93号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和31年条例第29号)

- 1 この条例は、昭和31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に占用している道路の占用料については、その占用期間の満了までは、なお、従前の例による。

附 則 (昭和33年条例第104号)

この条例は、昭和34年1月1日から施行する。

附 則 (昭和45年条例第91号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行日前に発せられた道路法(昭和27年法律第180号)第73条第1項の規定に基づく督促状に係る延滞金の額の計算については、第19条の規定による改正後の東京都道路占用料徴収条例第4条の2の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則 (昭和47年条例第46号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに徴収すべき占用料の額及びその徴収方法並びに延滞金の計算については、なお、従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に占用期間が継続しているもの及び現に占用を継続し期間の更新に係るもので、この条例による改正後の東京都道路占用料等

徴収条例の規定により徴収すべき占用料の額が従前の占用料の額よりも著しく増額となる場合においては、知事は、別に定めるところにより、この条例施行の日から3年以内に限り当該占用料の額の一部を免除することができる。

附 則（昭和51年条例第43号）

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の東京都道路占用料等徴収条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお、従前の例による。

附 則（昭和53年条例第83号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に占用の許可を受けているものに係る占用料の額については、昭和53年度分に限り、なお、従前の例による。

附 則（昭和55年条例第52号）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後徴収すべき占用料のうち、施行日の前日までの占用に係る占用料については、なお、従前の例による。

附 則（昭和58年条例第18号）

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後徴収すべき占用料のうち、施行日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年条例第58号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年条例第56号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第102号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年条例第57号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第71号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第129号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 93 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 96 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 2 号改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 72 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 1 号の改正規定及び別表道路法施行令第 7 条第 1 号に掲げる物件の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年条例第 60 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定（法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 86 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 78 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 42 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年条例第 80 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年条例第 50 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

（平10条例129・全改、平14条例93・平16条例96・平20条例72・平22条例60・平25条例86・平26条例78・令2条例42・令6条例80・令8条例50・一部改正）

占 用 物 件		占 用 料					
		単 位	所 在 地			市	町 村
			特 別 区				
			1級地	2級地			
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	4,400		1,670	290	
	第二種電柱		6,800		2,570	450	
	第三種電柱		9,400		3,460	610	
	第一種電話柱		3,400		1,490	260	
	第二種電話柱		5,400		2,390	420	
	第三種電話柱		7,400		3,280	580	
	その他の柱類		340		140	26	
	共架電線 その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	40		14	2	
	地下電線 その他地下に設ける線類		20		8	1	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	3,200		1,460	260	
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡ につき1年	2,000		890	160	
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1年	6,800		2,980	530	
	広 告 塔	表示面積1㎡ につき1年	60,000	24,300	11,800	2,020	
そ の 他 の も の	占用面積1㎡ につき1年	6,800		2,980	530		
法第32条第1項第2号 に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	140		62	11	
	外径が0.07m以上 0.1m未満のもの		200		89	16	
	外径が0.1m以上 0.15m未満のもの		300		130	24	
	外径が0.15m以上 0.2m未満のもの		400		170	32	

占 用 物 件		占 用 料				
		単 位	所 在 地			
			特 別 区		市	町 村
			1級地	2級地		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.2m以上 0.3m未満のもの	長さ1mにつき1年	610		260	48
	外径が0.3m以上 0.4m未満のもの		820		350	64
	外径が0.4m以上 0.7m未満のもの		1,420		620	110
	外径が0.7m以上 1m未満のもの		2,000		890	160
	外径が1m以上のもの		4,000		1,790	320
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1㎡ につき1年	6,800		2,980	530
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1㎡ につき1年	6,800		1,490	260
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街 及び 地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額			
	上空に設ける通路	占用面積1㎡ につき1年	30,000	12,100	5,930	1,010
	地下に設ける通路		18,000	7,290	3,560	600
その他のもの	6,800		6,800	3,090	790	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、 一時的に設けるもの	占用面積1㎡ につき1日	600	240	110	20
	商品置場その他これに類するもの	占用面積1㎡ につき1年	60,000	24,300	11,800	2,020
道路法施行令(以下「令」という)第7条第1号に掲げる物件	看板 (アーチ式であるものを除く。)	表示面積1㎡ につき1年	60,000	24,300	11,800	2,020
	標 識	1本につき1年	5,400		2,390	420

占 用 物 件			占 用 料				
			単 位	所 在 地			
				特 別 区		市	町 村
				1級地	2級地		
道路法施行令(以下「令」という)第7条第1号に掲げる物件	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡又は1本につき1日	600	240	110	20
		その他のもの	占用面積1㎡又は1本につき1年	60,000	24,300	11,800	2,020
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	600,000	243,200	118,600	20,200
		その他のもの		300,000	121,600	59,300	10,100
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1㎡につき1年	6,800		2,980	530
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1㎡につき1年	Aに0.024を乗じて得た額			
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場			占用面積1㎡につき1年	60,000	24,300	11,800	2,020
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設			占用面積1㎡につき1年	7,440		2,980	530
令第7条第8号及び第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1㎡につき1年	Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額			
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額					
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1㎡につき1年	Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額			
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.006を乗じて得た額					
令第7条第12号に掲げる器具			占用面積1㎡につき1年	Aに0.024を乗じて得た額			

## 備考

- 一 金額の単位は、円とする。
- 二 所在地とは、占有物件の所在地をいい、特別区における級地別は、次のとおりとする。
  - ア 1級地 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区及び豊島区の区域
  - イ 2級地 1級地以外の区域
- 三 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 四 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 六 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。
- 七 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 八 表示面積若しくは占有面積が1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算し、占有物件の長さが1メートル未満であるとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算するものとする。
- 九 占有の期間は暦により計算し、占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、さらに1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 十 占有料の額は、占有料の欄に定める金額に、占有の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占有料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。